# 厚生委員会記録

1 日 時 令和3年2月22日(月曜日)

開 会 午後1時08分

閉 会 午後2時16分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 8人

委員長 髙田真里

副委員長 泉 英之

委員 松井邦人

川 橋本雅雄

ル 松 井 桂 将

**川** 鋪田博紀

川 高田重信

川 髙見隆夫

4 欠席委員 1人

委員 金井毅俊

## 5 説明のために出席した者

### 【福祉保健部】

部長酒井敏行部次長岸重臣部次長(医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当)高畠利明参事(地域保健活動担当)加藤浩子障害福祉課長沼崎益大長寿福祉課長土地満介護保険課長片山正和福祉政策課主幹(調整担当)澤野重雄

### 【こども家庭部】

部長田中 伸浩部次長舟崎 文彦こども健康課長酒井 敦子こども支援課主幹(調整担当)温井 信之

# 6 職務のために出席した者

# 【議会事務局】

議事調査課議事係長酒井 優議事調査課主査白山 江梨花議事調査課主事北山 栞

# 7 会議の概要

委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。 本日は、金井委員から都合により欠席すると の連絡がありましたので、御報告をいたしま す。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、鋪田委員、高田 重信委員を指名いたします。 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

これより、福祉保健部所管分に入ります。

第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画(案)について、

富山市高齢者総合福祉プラン(高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)(案)について、

当局から順次説明を求めます。

# 福祉保健部長 〔挨拶〕

委員長

それでは、初めに、第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画(案)について説明願います。

### 障害福祉課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、質問等はありませんか。

髙見委員 委員会資料3ページの第4次障害者計画の基本施策の中で、気になっていることがありま

す。

基本施策1の、地域共生社会という部分です。 私はたまたまテレビ番組を見て勉強させてい ただいたのですけれども、共生というのは、 日本の独特の文化らしいのです。欧米などに は共生に当てはまるような文化はないという ことですから、日本にとって、このことにつ いて考えていくことは非常に大事だろうと思 います。

そのような中で、基本施策1の施策4に書いてあるボランティア活動について、近年、感覚が少し変わってきているのではないかと感じています。

ボランティアというものは、私たちの感覚では、基本的には自分の体を使って助けるとか、あるいは協力するとか、そのような類いの行動をボランティアと呼ぶというふうに思っていたのです。しかし近年は、有償ボランティアというものが出てきているらしいのです。

そういったものについて、どういうふうに考 えていくのかなと思ったのです。

ただボランティア活動という言葉だけで表現 されているものですから、その辺をはっきり しておくべきなのではないでしょうか。

私は、有償ボランティアというものは、その 言葉自体がおかしいと思っています。有償な のであれば、ボランティアでも何でもないは ずなのです。そのあたりの区分けをしっかり されておかれたほうが、誤解されずに済むの ではないかというような思いがあるのですが、 どうでしょうか。

障害福祉課長 ボランティアの在り方というのは、やはり時 代に従っていろいろ変遷してきているとお聞 きしておりまして、確かに今言われる有償の ボランティアというものもございますが、恐 らく、今回御指摘がありましたように一そこ まで考えが及ばなかったのですけれども一中 にはボランティアの力を借りなければ維持で きないというようなものもあるのかもしれま せん。

> その辺については、それなりのきちんとした 手当てをした上での維持ということも考えら れるのかもしれませんので、御指摘のあった 部分につきましては、担当の部署とも、もう

一度確認させていただきまして、文言の整理 ができるかどうかということも含めて検討さ せていただきたいと思います。

髙見委員

その辺をしっかりと線引きしてください。

本当に自分の体を使って、一生懸命に無償で 困った人を助けるぞという感覚の人と、そう でない人というのは、しっかりと区分けをし ておかないと、心からボランティアに取り組 む人たちに対して、少し申し訳ないなという ような、そのような思いがあるものですから、 そこはひとつよろしくお願いします。

鋪田委員

委員会資料3ページの基本施策2の中に、バ リアフリー化の促進に向けてという記載があ り、この中の、例えば施策3に、民間住宅へ の助成、市営住宅の改善等と書いてあるので すけれども、例えば公共施設などのバリアフ リー化等についての方針というものは、この 中には落とし込みはされてこないのでしょう か。

障害福祉課長 公共施設のバリアフリー化につきましても、 従来からこの施策2のところで一応触れてお ります。

例えば道路でありますとか公共施設のバリア

フリー化についても、十分配慮しながら取り 組んでいくというような旨の記載をさせてい ただいているところでございます。

鋪田委員

施策2には、建築物の整備というふうに書い てありますけれども、これは、例えば公共施 設などの建築物のバリアフリー化ということ でよろしいのでしょうか。

障害福祉課長 はい、そのとおりでございます。

松井 邦人委員 そもそもの話になるのですが、委員会資料3 ページの一同じく2ページの基本理念にも絡 んできますが一基本施策2に、「障害の有無 に関わらず、すべての人にやさしいまちとな るよう、バリアフリー化」というふうに書い ていますけれども、バリアフリーという言葉 自体は、障壁を取り除くという意味です。 全ての人、つまり赤ちゃんであろうがけがを した人であろうがということでしたら、20 年以上前から、基本的にはもうバリアフリー という言葉ではなくて、ユニバーサルデザイ ンという言葉が正しい表現だと思うのですが、 なぜこのような言葉を使っているのか、考え 方を聞かせてください。

**障害福祉課長 おっしゃるように、ユニバーサルデザインと** いう表現もございます。

> バリアフリー化というのは、今までの施策、 計画の中で使ってきた言葉であるということ もあり、それを引き継ぐような形で、今回こ のような表現を使用させていただいたところ でございます。

精神とすれば、バリアフリーは誰もが使いや すい環境ということは当然あるわけでござい ますけれども、障害者の方の場合は、特に障 壁を除去するというような、何といいますか、 もう少し……。

御存じのように、障害者の方というのはハン ディキャップを持っておられるわけでござい まして、これまでの施策の言葉を引き継ぎな がら、こちらのほうがより具体的になるのか なというような一感覚的な問題でございます けれども、そのような意識で使わせていただ いております。

松井邦人委員 それは分かるのですよ。ですから、施策2の ところの「情報のバリアフリー化」という言 葉に関しては適正な表現だろうと思うのです が、最後の「障害の有無に関わらず、すべて の人にやさしいまちとなるよう」という一文 に関してですと、ユニバーサルデザイン化と

いう表現のほうが正しいのではないかという ふうに思っていますので、それに対してどう 思っているのか聞かせてください。

福祉保健部長 こちらの資料はあくまでも概要版なのです。 具体的にユニバーサルデザインと言うといわ ゆるハード整備に関してという形になるので すけれども、まちづくりの中では、ハード面 だけではなくて、今おっしゃったように情報 ですとかいろいろなソフト面も含めた中で、 障壁をなくして、誰もが同じ環境で使えるよ うにという意味合いを込めて、全ての人に優 しく、ハード面、ソフト面を含めて障壁を取 り除くという意味で、バリアフリー化という ような表現をさせていただいているので、御 理解をいただきたいと思います。

松井 邦人委員 今福祉保健部長も言われましたけれども、ユ ニバーサルデザイン化は、あくまでもハード ではなくて考え方のはずです。国土交通省な どもそういった指針を示しているはずです。 これは、意見です。

委員長 意見ですか。

質問ではないということですか。

(「検討してほしいということでないか」と 発言する者あり)

松井 邦人委員 ユニバーサルデザイン化というのは、そうい うふうに全ての人が使えるという考え方だと 思いますので、そういったようなことも含め て、今後、表記方法一適材適所で、物によっ てはやはりバリアフリー化という言葉を使っ たほうが適当だということもあると思います し、全体像で考えるのであれば、また違う表 現の仕方をするということも大事だと思いま すので一そういったものに対して今後検討す るようにしていただければと思います。

高田 重信委員 これは今の指針というか、計画案に基づいて つくられたものなのでしょうけれども、新し い時代へ向けて今後6年間やっていく中で、 時代はやっぱりDXですとか一資料には情報 のバリアフリー化と書いてありますが一もう 少し時代を先読みしたというか、そのような 観点が少し足りないと思っているのです。

> 情報化一つにしても、今のこの新型コロナウ イルスとの共存が新しい社会の生活様式にな っていくという、そういった観点からは、ど ういうふうに考えられたのでしょうか。

> 以前の計画をただ引き継いだだけのようなも

のに思えるのですが。

**障害福祉課長 何といいますか、表現する言葉につきまして** は、今のこのバリアフリー化の件もございま したが、ユニバーサルデザインという表現も 計画の中では使わせていただいております。 また、情報化ということにつきましては、例 えば消防の分野においては、Net119緊 急通報システムという、携帯電話を介した緊 急通報の登録ができる新たなシステムがあり ます。それから国におきましても、電話リレ ーサービスという事業に関する法律が施行さ れました。こちらはオペレーターを介して、 手話によって直接電話が可能になるというよ うな取組であります。計画の本文においては、 そういったものも盛り込みながら、位置づけ をさせていただいているところでございます。

高田 重信委員 そういった表現が少し弱いと思います。

新しい社会の中にあって、今は、テレワーク ですとかいろいろなことがあり、この先、生 活の質の向上に向けても、DXなどといった ものを扱ったりですとか、障害を持っている 方にも使えるような何か新しい観点を取り入 れながらの6年間になることが予想されます ので、そういった、何か新しい表現も必要で はないかなと思いました。今からこのような 意見を言って通るのかどうか分かりませんが、 また検討してもらえたらと思います。

### 障害福祉課長

例えばテレワークについても詳細版には記載 はしておりまして、今回はあくまでも概要版 ということで、非常に言葉足らずなところが あって申し訳ございませんが、本文の中では、 できるだけ時宜に合ったような文言に配慮し ているつもりではございます。

今回、ホームページにおきましても本文の素 案のほうは示させていただいておりますので、 もしよろしければまた参考に御覧いただけれ ばと思います。

高田 重信委員 とにかく今後6年間という計画期間の中で、 今、時代が変わろうとしていると、そのよう な観点をしっかり取り込んでいただければと 思います。

福祉保健部長でそのことに関しては、この障害者計画と、そ して次の高齢者保健福祉計画、どちらにおい ても言えることですけれども、特に今回のコ ロナ禍において生活の状況が一変しまして、 今後、元の状態に戻ることは恐らくないだろ うと思われます。

ただ、特に情報化に関しましては、我々の想像をはるかに超えたこいで進んで年代の部分については恐らでははいるのなりではないではないではないのを飲みというではないったの時間はいったの時間はいったの時間で全部で全部ではいるのでは、本のではいっていますのでは、御理解いただけるのは、かなというのに思っています。かなというのは、ないではないます。

高田 重信委員 とにかく、皆さんはこれまでずっと蓄積して

きた大変膨大なデータを持っておられ、新し いAIなどを使いながら先を読んでいくとい う、いろいろなテクニックもできてきている と思います。

今言われたように、説明するときにそういっ た観点も持って検討したということも言って もらえればまた分かりやすいと思いますので、 よろしくお願いします。

### 泉委員

ーくくりに障害といっても、身体障害、精神 障害などいろいろあると思います。まず私の 認識を簡単に言うと、先天性の障害だったり、 幼少期の病気による障害、あるいは交通事故 やいろいろな事故による障害、それと加齢に よる障害、私の中では大体この4つに分類し ております。

こちらの資料は大まかなものなのでしょうが、 そもそもこういった障害の違いに応じてケア の仕方が違ってくると思うので、そういった 細分化された分類も一概要版に挙げられるか どうかは別にして一ある程度、項目として計 画の中に入れていただきたいなと思っている のですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長 今おっしゃったように、障害の発生の原因や 特性というのはそれぞれ異なりますので、従 来からそれに関して、それぞれの観点からの 取組ということでの記載は、詳細版には落と し込みをさせていただいたところでございま す。

今回は、特に高齢化が進展しているということで、「親亡き後」というようなフレーズも国のほうでは掲げておりまして、市でも実際にいろいろな取組をさせていただいており、今回の計画の中でも、親亡き後という言葉を使わせていただきました。

加えて、お子さんの先天性の障害も増えてきているということで、その旨も今回は記載させていただきました。

泉委員

分かりやすい表現を検討いただければなと思います。やはり専門用語は出てくると思うのですが、計画の中では、一般の市民が見ても、こういうことなのだなと理解できるような表現にしていただければといった要望だけしておきます。

鋪田委員

資料の読み込み方を教えていただきたいので す。

委員会資料6ページの④、福祉施設から一般 就労への移行等ということで、幾つか数値目 標が記載されているのですが、項目の中に括 弧書きがありますよね。これは、国の示した 指針が括弧書きになっているということでよ ろしいのでしょうか。

障害福祉課長はい、そのとおりです。

鋪田委員

そうしたときに、国が示した指針に対して、 本市はもともとの母数が小さいので、人数が 変わることでパーセンテージが大きく変わっ てくるとは思うのですけれども、国の示した 指針以上に市の課題として、ここはしっかり やりたいということで、それ以上の数値を挙 げたようなものがあれば、教えていただけま すでしょうか。

障害福祉課長 基本的には国の考え方を踏襲して定めること とされておりまして、市のほうでも、それに 基づいて記載したところでございます。

> ただ、国が数字を定めていない部分もござい まして、例えば②の精神障害のところに記載 してありますもので、下の4つの項目につき ましては市町村の見込量を定めなさいという ことになっておりまして、こちらの資料に記 載してあります数値は、実績値に基づいて定 めたものでございます。それから、⑤の件数 につきましても、直近の令和元年度の数値を

基にして定めたところでございます。

髙見委員

委員会資料6ページの④の就労の関係ですけれども、この計画の目標数値、これに関機に関係ですしているといいで公のでは、ついないと報道されていましたのでは富山市民病院も入っていたのではも、そのような状況が出てくるというできるが出てくる部が出てくるがあるには一つでは、行政当局で達成しているのは、何をしているのだとされかねません。

絵に描いた餅なのではないかと言われるようなことがないよう、やっぱりいろいろなことを市役所全体で共有していけるように、福祉保健部も努力してやっていっていただきたいと思います。これは、要望しておきます。

委員長 ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長ないようですので、この程度にとどめます。

(「委員長」と発言する者あり)

委員長

委員外議員の発言の申出がありますが、許可 してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員

先ほどの松井 邦人委員の質問に対しての答 弁がどうもすっきりしていなかったのでお伺 いしたいのですが、私はこういうことだと思 うのです。

本会議でも質問したことがありますが、富山駅の中で、視覚障害者の方が待ち合わせできる場所が必要だと言ったときに、富山駅周辺地区整備課は、フロアシャンデリアを待ち合わせ場所にしてくれと言うわけです。

部は考えていかなければいけないのではない かなという問題が、松井 邦人委員のユニバ ーサルデザインという言葉に含まれているの ではないかというふうに私は理解するのです。 そういうふうに捉えて御答弁をいただいたら、 言葉の意味の違いがはっきりと出てくるので はないかなというふうに思いますので、あえ て委員外議員としての御提案といいますか、 質問をさせていただきました。

福祉保健部長の御質問、御提言につきましては、我々も 全く同じ考えでございますし、市全体として も多分同じ考え方でないといけないと思いま す。

> 今ほどおっしゃったように、例えばの話で富 山駅の施設の関係のお話をされましたが、こ ういったことについても、ユニバーサルデザ インという観点、あるいは、箱物については ハートビル法の関係などで当然ユニバーサル デザインを意識して、すべからく整備すべき であります。

> ですから、これは福祉保健部ではなくて、活 力都市創造部なり建設部辺りがしっかりとそ ういう理念を持って整備していくべきであっ て、そういったものについて、市として共有 していきましょうというのがこの障害者計画

の理念です。

こちらの計画は福祉保健部の理念ではなくて 富山市の理念として策定しているものであり ますので、そういった御意見等がございまし たことについては、福祉保健部として該当の 部局に対してもきちっと説明の上、今後、共 通認識の上で、一緒に、いわゆる誰もが暮ら しやすい富山市づくりに市を挙げて取り組み ましょうという理念を共有してまいりたいと 思っています。

ありがとうございます。

村上議員

そこで、松井 邦人委員の言うように、バリ アフリー化ではなくてユニバーサルデザイン 化の促進ではないかという質問に戻るわけで すが、その文言を変えるというようなことま では考えられませんか。

福祉保健部長 今の時点では、特に言葉の定義でどうこうと いうものではなくて、今おっしゃったような トーンについては、計画全体の中に当然掲載 しているというふうに我々は認識しておりま व ू

> この概要版については、ハード面だけではな くて全体的に、誰もがどういった方に対して も障害のない環境を目指しましょうというこ

とですので、こちらのほうが多分すっと入っていくのではないかと思っておりますことから、概要版についてはこのように進めさせていただきたいと思います。

ただ、全体のトーンは、今おっしゃったようなことは我々も意識しておりますし、市全体で共有しなければならないものと思っております。この計画策定に当たっても、福祉保健部だけでつくったわけでありませんので、全部局からの意見なり実際の事業等を反映していただくような形で進めておりますので、よろしくお願いします。

今後、必要があれば、またいろいろ、3年ごとの見直しなどの中で、そのままでよしとするわけではなくて、絶えず先を見ながら、変えるべきところは変え、今後制度もどんどん変わると思いますので、そこは柔軟に対応してまいりたいと思っています。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ ます。

> 次に、富山市高齢者総合福祉プラン(高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)( 案)について説明願います。

長寿福祉課長 〔富山市高齢者総合福祉プラン(高齢者保健

福祉計画)(案)について、 委員会資料により説明〕

介護保険課長 (富山市高齢者総合福祉プラン(第8期介護保険事業計画)(案)について、 委員会資料により説明)

委員長 ただいまの説明について、質問等はありませんか。

泉委員 委員会資料20ページの、コンパクトで潤い と安らぎのある魅力的なまちづくりの体系と いうところに記載されている施策の体系なの ですけれども、4番の(2)に、地域の連携 で支える雪対策等の推進とあって、歩道除雪 の推進や地域ぐるみ除雪活動の推進と記載さ れています。

今年の大雪を踏まえてですけれども、これは確かに立派なスローガンだと思います。 しかし、テレビで少し拝見しただけなのですが、南砺市では自治振興会に除雪費用も含めてお金をお渡しして、それで高齢者宅が近所の方々に助けられているというニュースを見たのです。

南砺市ではこういった取組が成果を上げているのですが、富山市としては、どのようなプ

ランを実際に想定してこういう文言を掲げられているのかお聞かせください。

### 長寿福祉課長

除雪の対策となりますと、高齢者の関係に特化した部分は私ども長寿福祉課、実働的な部分については建設部、そして今言われたような自治振興会を中心とした除雪活動は市民生活部という形になっております。

今の除雪費用のお渡しということは、富山市では実施していないのですが、一応、秋に自治振興会のほうで、除雪をしていいるの話をしてもいいですが、一次ではどうなのはあるのですが、どうも有償がランティアはどうなのかというものですが、どうものですが、どうものですが、どうものですが、どうものですが、どうものですが、どうものですが、どうものですが、どうものですが、できまず。

ただ、いかんせん、ここ2年ぐらい暖冬が続いていたものですから、私も町内会で役員をしていたのですけれども、除雪を希望される高齢者の方が全然いなくて、当然ボランティアの方ともつなぐことはありませんでした。しかし、いざ、やっぱり今年の1月のときのように大雪になった場合には、高齢者の方から何とかしてほしいというような形で声が上

がり、それこそ町内会の役員の者や民生委員 の方などが動いて、高齢者のお宅を除雪した というような実情があります。

今回のことを踏まえて、その辺りのマッチングがうまくできればいいのかなということは思っているのですけれども、課題になるのは、その担い手となる、雪を下ろされる方です。どの地域も高齢化率が高まっているので、建設会社のボランティアの方などが結構動いてくれたりしているようなのですが、ボランティアの方をいかに確保するかが課題となると思います。

泉委員が住んでおられる大山地域は逆にしっかりしていて、雪下ろしなどをされる方と近所の方とのネットワークがきちんとできています。屋根雪下ろしの除雪費用については、1メートル以上積雪した場合に長寿福祉課が助成しているのですけれども、大山地域はすごくしっかりしていて、既にネットワークが構築されているということもあります。

しかし、今回は特に平野部の雪がひどかった ため、なかなか担い手が見つからずに大変だ ったというふうに聞いています。

仕組みとしては、一応そういうものはあるのですが、今回の大雪を踏まえて、今後、その 辺りは、ある程度バージョンアップと言いま すか、修正が必要なのかなというふうに思っ ております。

泉委員

やはりこれだけの雪が降り、一度いい経験を したと私は思っているので、それを生かして いっていただきたいと思います。

それと、やはりボランティアの方の活動で、 特に屋根の雪下ろしなどをされたとき、その 方が屋根から落ちて負傷した場合に何の補償 もないということになってくると心配なので、 このあたりについても、何らかの対応をして いただけるような検討もしていただきたいな という要望だけしておきます。よろしくお願 いします。

髙見委員

委員会資料14ページの基本方針Iの3番の中に、高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進との記載があります。確かにこのことを基本としていかなければならないわけですよね。

ただしかし、残念ながら、核家族化によって、 時代がこれにだんだんと逆行していっている のです。

やっぱり、家族で介護していただける皆様方に対してもう少し手厚い形でバックアップするような考え方をしっかりと打ち出していっ

たほうが、核家族化の歯止めにもなりますし、 さらに、家族の中の潤いといいますか、世代 間交流ですとかいろいろなものがその中で生 まれてくることになりますので、これについ て、肉づけを厚くして今後やっていっていた だきたいなという思いがあるのですが、いか がでしょうか。

長寿福祉課長 今委員がおっしゃったように、介護の問題と いうものは結構見直されておりまして、地域 包括支援センターなどでも、それに関係する ような、家族介護に対する気持ちのようなも のなどの相談等も受けたりしている状況でご ざいます。

> ただ、髙見委員がおっしゃるように、単身世 帯がどんどん増えていって、先ほど、委員会 が始まる前にもおっしゃっていましたけれど も、女性の単身世帯がかなり増えているとい う状況になっております。

> 逆に、夫婦で暮らしておられましても、奥さ んのほうが要介護状態になって、旦那さんが 一生懸命に面倒を見ているという状況になっ ているという家庭も見ます。

> そのような情報をキャッチした場合には、で きるだけ、地域包括支援センター等でその家 庭を訪問するようにして、支援サービスのほ

うにつなぐと。

富山の県民性なのかもしれないのですけれども、家の中にそのようなサービスをなかなか入れたがられない方も多いのですが、デイサービスやホームヘルプをできるだけ入れることによって、その家族の介護で支えられるというような形に持っていければいいかなというふうには思っております。

### 髙見委員

少し余談になってしまうかもしれませんが、 面倒を見るべき家族がいるにもかかわらず、 見ていないという状況もあります。

核家族化によって、若い人たちが外へ出てしまっているというケースに対しては、本当は 別途、特別課税なりをしたほうがいいという のが私の基本的な考え方なのです。

家族で、例えばじいちゃんがばあちゃんの介護をするとか、あるいはじいちゃんの介護を息子や娘がしているとか、そのような形がどんどん出てきてくれるような、そういう方向へ持っていって、さらにそれを推進するような、そういう施策をやっぱり打ち出していっていただきたいなと思います。

こちらの委員会資料でも少し言及されている のですけれども、この部分を大きくクローズ アップするような、そういうものにしていっ ていただければありがたいなと。そうすれば、いろいろな面でこの人間社会、地域社会が変わってくるような気もしますので、そのあたりはひとつまた考えてやっていただけないでしょうか。

委員長要望ですね。

(「はい」と発言する者あり)

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。 以上で、福祉保健部所管分を終了いたします。 この後、こども家庭部所管分に入ります。 説明員を交代いたしますので、しばらくお待 ちください。

[福祉保健部退室/こども家庭部入室]

委員長 これより、こども家庭部所管分に入ります。 特定不妊治療費助成事業の拡充について、 当局から説明を求めます。 こども家庭部長 〔挨拶〕

こども健康課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、質問等はありませんか。

松井 桂将委員 今ほど御説明をいただきました、受精卵等を 冷凍、解凍するといったことを行える医療機 関は、富山市内及び県内にはどれぐらいある のでしょうか。

こども健康課長 富山市内には4か所ございます。富山県内には6か所ございます。

高見委員 女性の場合は治療開始年齢が42歳までということは分かりました。資料の項目1の一番下に記載のある男性不妊治療についてですが、男性の場合は、年齢は何か関係があるのですか。

こども健康課長 国のほうでは、男性につきましては特に年齢を定めておりません。妻は43歳未満ですので、年齢が相当離れておられない限りは、やっぱり夫についても……。

橋本委員 文言の確認ですが、事実婚の定義がいまいち 分からないのですけれども。

こども健康課長 事実婚につきましては、まずは国が令和4年度には不妊治療への保険適用ということを見据えております。年金や医療保険等の社会保険制度の中では、事実婚と法律婚というものは分けていないということもありまして、今回、事実婚を加えるということにしておりま

す。

申請時には、夫婦それぞれの戸籍謄本と住民 票を提出していただくことになっております。 戸籍謄本では、重婚ではないということを確 認しまして、住民票では、同一世帯かどうか ということを確認することとしております。

泉委員 私も同じくこれについて少し疑問を持ったのですが、同居であるということが確認できればもちろん事実婚というものは認めるのでしょうけれども、例えば片方の方が世帯から離れた場合には、事実婚と認められるのかどうかというところが少し気になりました。

こども健康課長 同一世帯でない場合につきましては、その理由につきまして、申立書という書類を記載して提出いただくことになっております。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、こども家庭部所管分を終了いたしま

す。

これをもって、厚生委員会を閉会いたします。

# 令和3年2月22日 厚生委員会記録署名

委員長 髙田真里

署名委員 鋪 田 博 紀

署名委員 高田重信